

式11-1

事業報告書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 阪田 整形外科 リハビリクリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県 明石市 西新町 1丁目 21-13
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成18年11月30日
- (4) 設立登記年月日 平成18年12月18日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	阪田 賢吾	
理 事	阪田 美津枝	
同	櫻井 千代子	
同		
同		
同		
同		
監 事	岩元 一真	
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数	
病院				一般病床 療養病床 [医療保険 介護保険 精神病床 感染症病床 結核病床]	床 床 床 床 床 床 床
診療所	阪田整形外科・リハビリクリニック	2006084 ハ 281	兵庫県明石市西新町1丁目 21-13	一般病床 療養病床 [医療保険 介護保険]	0床 床 床 床
介護老人保健施設				入所定員 通所定員	名 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設Jの許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

会議名

議決又は同意事項

令和7年5月22日

社員総会

令和6年度事業報告、決算の承認、剰余金処分の件

令和8年2月21日

社員総会

令和8年度事業計画、予算の承認、役員重任の件

平成 年 月 日

平成 年 月 日

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成 年 月 日 (施設名・事業所名)

平成 年 月 日

平成 年 月 日

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成 年 月 日 (指定内容)

平成 年 月 日

平成 年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

医療法人社団阪田整形外科リハビリクリニック
兵庫県明石市西新町1丁目21-13

※医療法人整理番号 01501

財 産 目 録
(令和8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	218,322 千円
2. 負 債 額	9,780 千円
3. 純 資 産 額	208,542 千円

(内訳)

区 分		(単位:千円) 金 額
A 流 動 資 産		91,528
B 固 定 資 産		126,793
C 資 産 合 計 (A+B)		218,322
D 負 債 合 計		9,780
E 純 資 産 (C-D)		208,542

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地および建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	☐ 法人所有	☒ 賃貸	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃貸)
建物	☐ 法人所有	☒ 賃貸	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃貸)

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 5 月 30 日

医療法人社団阪田整形外科・リハビリクリニック
理事長 阪田 賢吾

医療法人社団阪田整形外科リハビリクリニック
兵庫県明石市西新町1丁目21-13

※医療法人整理番号 01501

貸借対照表
(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	91,528	I 流動負債	9,780
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産	8,089	負債合計	9,780
2 無形固定資産		純 資 産 の 部	
3 その他の資産	118,705	科 目	金 額
		I 資 本 金	22,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	186,542
		IV 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	208,542
資 産 合 計	218,322	負債・純資産合計	218,322

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 5 月 30 日

医療法人社団阪田整形外科・リハビリクリニック
理事長 阪田 賢吾

医療法人社団阪田整形外科リハビリクリニック
兵庫県明石市西新町1丁目21-13

※医療法人整理番号 01501

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	210,658
2 事業費用	220,797
本来業務事業損失	-10,139
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
付帯業務事業利益	
事業損失	-10,139
II 事業外収益	8,174
III 事業外費用	9
経常損失	-1,972
IV 特別利益	799
V 特別損失	11
税引前当期純損失	-1,184
法人税等	360
当期純損失	-1,544

1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 5 月 30 日

医療法人社団阪田整形外科・リハビリクリニック
理事長 阪田 賢吾

法人名 医療法人社団 阪田整形外科リハビリクリニック
所在地 明石市西新町1丁目21-13

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業者と の関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者と の関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	阪田 賢吾	医師	当法人理事長 不動産の賃借	賃借料の 支払い	7,680	前払費用	640

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には続柄を記載する。
3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人

理事長 阪田 賢吾 様

私（注1）は、医療法人社団阪田整形外科リハビリクリニックの令和7年会計年度（令和7年 4月1日から令和8年 3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示している認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致してと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正るものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重事実は認められません。

令和8年 5月 30日

医療法人社団阪田整形外科リハビリクリニック

監事 岩元 一真

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。